



ごみに関してのお知らせです

1 リサイクルボックスを設置しました！

11月1日(土)より、リサイクルボックスの試験運用を開始します。いつでも、誰でも排出できますので、ぜひご利用ください！

【設置場所】 幼稚園駐車場 南側

【回収品目】

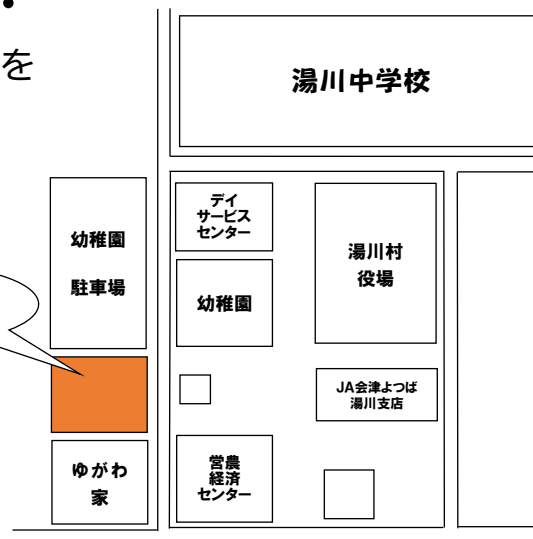
- ・ 古紙類(ダンボール／新聞／雑誌・雑がみ)
- ・ 空き缶
- ・ ペットボトル

【注意事項】

- ① ダンボールはたたんでから BOX に入れてください。
- ② 雑誌・雑がみ、新聞はできる限りまとめてから BOX に入れてください。
- ③ 空き缶、ペットボトル(ラベルは外す)は、きれいにすすいでください。

【その他】

- ① 通行には十分注意し、近隣施設・店舗の迷惑になるような行為はやめてください。
- ② 回収品目以外のお持ち込みは不法投棄となりますので、絶対にやめてください。
- ③ 冬期間は、積雪状況に応じて閉鎖いたします。



裏面へつづく→



2 生ごみ処理に関する補助金と貸出事業について

村では、生ごみ処理容器(コンポストやキエーロ等)や電動生ごみ処理機の購入費の補助を行っています。

今年度はまだ予算がありますので、補助金をご活用いただき、ごみの減量化へのご協力をお願いします！！興味のある方はお気軽にお問合せください。

☆生ごみ処理容器・・・購入価格の2分の1以内(上限5千円)

残り 1 基分

☆電動生ごみ処理機・・・購入価格の2分の1以内(上限3万円)

残り 4 基分

また、あわせて電動生ごみ処理機(乾燥式)の無料貸出事業も行っています。
「実際に使ってみてから、購入を検討したい」という方は、ぜひお申し込みください！

【貸出機器】 ①パリパリキュー ②パリパリキューライト (どちらも乾燥式)

【貸出期間】 1ヶ月以内

3 ごみの焼却は法律で禁止されています！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2により、野焼きを含む野外焼却は原則禁止とされています。家庭から出た廃棄物は、分別して集積所に出すなど適切に処分してください。

なお、農業を営む上でやむを得ない野焼きについては、同施行令第14条により例外として認められていますが、**前提条件として、周辺地域の生活環境への配慮が必要**です。煙や悪臭の発生により、健康被害を生じさせたり、洗濯物や布団に臭いがつくといった生活環境の悪化を招く恐れがあることに注意しましょう。

【野焼きをする場合の注意事項】

- 周囲のご理解を得たうえで、民家から離れた場所で行ってください。
- 実施する際は防火用水を準備し、火が消えるまでその場を離れないようにしましょう。
- 夕方以降の遅い時間等、周囲が不審に思うような時間帯は避けましょう。
- 風が強い日は延焼の恐れがあるため、中止しましょう。
- 最寄りの消防署へ事前に「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を提出してください。

※ やむを得ず焼却を行う場合でも、目的以外のごみ、廃プラスチック、廃ビニール、廃タイヤ等の焼却は絶対に行わないでください。

※ 消防署への届け出は、「火災と紛らわしい煙や火炎が発生する焼却」を把握するためのものであり、届け出により焼却が承認されるものではありません。



お問い合わせ:住民課ほけん係 TEL(0241)27-8830